

北播磨総合医療センター企業団議会公印規程

〔平成22年3月4日〕
〔議会規程第1号〕

(趣旨)

第1条 北播磨総合医療センター企業団議会の公印については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において公印とは、公文書に使用する職印をいう。

(公印の種類等)

第3条 公印の種類、寸法、印影及び保管者は、別表のとおりとする。

(使用方法)

第4条 公印を使用しようとするときは、決裁済の原義を保管者に提示し、承認を受けなければならない。

(公印台帳)

第5条 公印を登録し、整理するため、事務局に公印台帳（別記様式）を備える。

(公印の調製)

第6条 公印の作成、改刻又は廃棄は、議長の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成22年3月4日から施行する。

別表（第3条関係）

公印の名称	寸法 (ミリメートル)	印影	保管者
北播磨総合医療センター 企業団議会議長印	方 24	北播磨総合 医療センター 企業団議会議 長之印	事務局長
北播磨総合医療センター 企業団議会議事務局長 印	方 21	北播磨総合 医療センター 企業団議会議 事務局長之印	事務局長